## 熊本県規則第12号

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県景観条例施行規則(昭和62年熊本県規則第39号)の一部を次のように改正する。第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 国立大学法人
- (11) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 第 6 条中第 13 号を第 12 号とし、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号を第 14 号とする。 附 則
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第13号

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県屋外広告物条例施行規則(昭和 39 年熊本県規則第 56 号)の一部を次のように改 正する。

別表第3条例第6条第2項第5号(電車又は自動車広告)に関する基準の欄を次のように改める。

条例第6条第2項第5号(電車又は自動車 広告)に関する基準

- 1 電車及び自動車の所有者又は管理者が 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又 は自己の事業の内容を表示する広告物で あること。
- 2 前項に規定する広告物以外の広告物に あっては、次の各号のいずれかに該当す るものであること。
  - (1) 電車に表示される広告物であって、 車体の各面における表示面積が当該 車体の各面の面積の10パーセント 以内のもの
  - (2) 自動車に表示される広告物であって、車体の前面、後面及び両側面における表示面積の合計が当該車体の前面、後面及び両側面の面積の合計の6パーセント以内のもの

附則

この規則は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第14号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和 46 年熊本県規則第 35 号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

屋外における土石、廃棄物又は 附近見取図、配置図、平面図及び 再生資源のたい積 立面図(彩色)

別記第1号様式を次のように改める。 別記第1号様式